

開会の日時、場所

平成27年3月5日（木曜日）
午後7時4分開会
第7委員会室

翁長政俊君

委員の選任

平成27年3月5日、本委員会は議長の指名で次のとおり選任された。

花城大輔君	座喜味一幸君
照屋守之君	仲田弘毅君
翁長政俊君	新田宜明君
照屋大河君	高嶺善伸君
玉城満君	新垣清涼君
瑞慶覧功君	上原章君
金城勉君	西銘純恵さん
嘉陽宗儀君	儀間光秀君
大城一馬君	比嘉瑞己君
嶺井光君	

委員長、副委員長の互選

平成27年3月5日、照屋大河君が委員長に、上原章君が副委員長に選任された。

理事の選任

平成27年3月5日、理事に花城大輔君、座喜味一幸君、照屋守之君、瑞慶覧功君及び西銘純恵さんが選任された。

出席委員

委員長	照屋大河君	
副委員長	上原章君	
委員	花城大輔君	座喜味一幸君
	照屋守之君	仲田弘毅君
	新田宜明君	高嶺善伸君
	玉城満君	新垣清涼君
	瑞慶覧功君	金城勉君
	西銘純恵さん	嘉陽宗儀君
	儀間光秀君	大城一馬君
	比嘉瑞己君	嶺井光君

欠席委員

本委員会に付託された事件

（3月5日付託）

- 1 甲第1号議案 平成27年度沖縄県一般会計予算
- 2 甲第2号議案 平成27年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 3 甲第3号議案 平成27年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 4 甲第4号議案 平成27年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 5 甲第5号議案 平成27年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 6 甲第6号議案 平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 7 甲第7号議案 平成27年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 8 甲第8号議案 平成27年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 9 甲第9号議案 平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 10 甲第10号議案 平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 11 甲第11号議案 平成27年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 12 甲第12号議案 平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 13 甲第13号議案 平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 14 甲第14号議案 平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 15 甲第15号議案 平成27年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 16 甲第16号議案 平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 17 甲第17号議案 平成27年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 18 甲第18号議案 平成27年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 19 甲第19号議案 平成27年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

- 20 甲第20号議案 平成27年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 21 甲第21号議案 平成27年度沖縄県病院事業会計予算
- 22 甲第22号議案 平成27年度沖縄県水道事業会計予算
- 23 甲第23号議案 平成27年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 24 甲第24号議案 平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）
- 25 甲第25号議案 平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 26 甲第26号議案 平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 27 甲第27号議案 平成26年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 28 甲第28号議案 平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 29 甲第29号議案 平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 30 甲第30号議案 平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 31 甲第31号議案 平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 32 甲第32号議案 平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）
- 33 甲第33号議案 平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 34 甲第34号議案 平成26年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 35 甲第35号議案 平成26年度沖縄県水道事業会計補正予算（第2号）

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 予算特別委員会運営要領について
- 4 理事の選任

○宮城弘議会議事事務局政務調査課副参事 予算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長が互選されるまでの間、委員会条例第7条の規定により、年長の委員が委員長の互選に関する職務を行うことになっております。

出席委員中、嘉陽宗儀委員が年長者であります。よって、この際、委員会条例第7条の規定により、嘉陽宗儀委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

（嘉陽宗儀委員、委員長席に着席）

○嘉陽宗儀年長委員 ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

これより委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるかお諮りいたします。

（「指名推選」と呼ぶ者あり）

○嘉陽宗儀年長委員 指名推選の方法によるとの御意見がありますので、指名推選によることとし、私から指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嘉陽宗儀年長委員 御異議なしと認めます。

よって、照屋大河君を委員長に指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嘉陽宗儀年長委員 御異議なしと認めます。

よって、照屋大河君が委員長に互選されました。

ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

（年長委員退席、委員長着席）

○照屋大河委員長 再開いたします。

この際、一言挨拶を申し上げます。

このたび、委員各位の御推挙により予算特別委員長に就任いたしました照屋大河でございます。

平成27年度当初予算は、当初予算として過去最大の予算規模となっており、本委員会の果たすべき役割は極めて重大であり、委員長就任に当たり、改めて責任の重さを痛感しております。

委員会の運営につきましては、公正中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、委員各位の御指導と御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○照屋大河委員長 これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は指名推選による方法と投票によ

る方法がありますが、いずれの方法によるかお諮りいたします。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

○照屋大河委員長 指名推選の方法よるとの御意見がありますので、指名推選の方法により私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋大河委員長 御異議なしと認めます。
休憩いたします。

(休憩中に、副委員長について確認)

○照屋大河委員長 再開いたします。

それでは、上原章君を副委員長に指名いたします。
ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋大河委員長 御異議なしと認めます。

よって、上原章君が副委員長に互選されました。
ただいま選任されました副委員長から就任の御挨拶を自席でお願いいたします。

○上原章副委員長 ただいま副委員長の御推薦をいただきました。また委員長を支えて頑張っていきます。よろしくをお願いします。

○照屋大河委員長 以上で、委員長及び副委員長の互選は終わりました。



○照屋大河委員長 次に、予算特別委員会運営要領等についてお諮りいたします。

なお、既にお手元に予算特別委員会運営要領案を配付してありますので、この案に基づき御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から予算特別委員会運営要領案の概要について説明)

○照屋大河委員長 再開いたします。

予算特別委員会運営要領等についてお諮りいたします。

予算特別委員会運営要領等については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋大河委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○照屋大河委員長 次に、ただいま決定されました予算特別委員会運営要領に基づき、理事5人の選任が必要であります。

理事5人の選任について御協議をお願いいたしま

す。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○照屋大河委員長 再開いたします。

理事5人の選任についてお諮りいたします。

理事に西銘純恵委員、瑞慶覧功委員、照屋守之委員、座喜味一幸委員、花城大輔委員の5人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋大河委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

今回は、明 3月6日 金曜日 午前10時から委員会を開き、補正予算の審査を行います。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後7時27分散会

予算特別委員会運営要領

1 委員会室

第7委員会室を使用する。

2 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

3 審査日程

- (1) 審査日程は別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。
- (2) 補正予算の審査については本委員会で行うこととし、当初予算の審査については、概要説明を本委員会で行った後、室部局に係る事項について所管の常任委員会に調査を依頼して行うものとする。(別紙様式1)
- (3) 常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に係る予算事項とする。
- (4) 常任委員長は、調査終了後に調査報告書を提出するものとする。(別紙様式2)

4 質疑の要領

(1) 補正予算

- ① 質疑の時間は、委員1人10分とする。
- ② 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。
その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日・時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- ③ 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- ④ 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- ⑤ 質疑は一問一答方式で、起立の上自席から行うものとする。
- ⑥ 質疑の順序は多数会派順とする。

(2) 当初予算

概要説明を本委員会で行った後、常任委員会に調査を依頼する。

5 説明員

- (1) 補正予算の概要説明は、総務部長及び企業局長が行うものとする。
- (2) 当初予算の概要説明は、総務部長が行うものとする。

6 常任委員長等に対する質疑

- (1) 常任委員長から提出された調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合、当該常任委員長等を委員外議員として出席を求めるものとする。(別紙様式3)
- (2) 予算委員は、常任委員長の報告に対して質疑を行う場合には、予算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日の午後3時までには質疑通告書を政務調査課に提出するものとする。(別紙様式4)
- (3) 常任委員長等への質疑は、2回を超えないものとする。

7 要調査事項に対する質疑

- (1) 常任委員長から提出された調査報告書の「要調査事項」に関し、知事等出席答弁が審査上必要であると認める場合には、委員会の決定に基づき、委員会の最終日に知事等の出席を求めることができるものとする。
- (2) 知事等に対する総括質疑は、上記(1)において決定した要調査事項について、まず委員長が代表して行い、

答弁を聴取した後、各委員から質疑を行うものとする。

8 理事会

- (1) 委員会の円滑な運営を図るため、理事会を置く。
- (2) 理事会は、委員長、副委員長及び理事5人をもって構成する。
- (3) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (4) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

9 その他

予算議案の審査等については、本要領及び「予算議案の審査等に関する基本的事項について（平成27年2月12日議会運営委員会決定）」別紙3に基づいて行うものとする。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
照 屋 大 河 委 員 長

	説	明	員
--	---	---	---

		新田宜明委員
--	--	--------

照屋守之委員	座喜味一幸委員	花城大輔委員
--------	---------	--------

新垣清涼委員	玉城 満委員	高嶺善伸委員
--------	--------	--------

上原 章委員	翁長政俊委員	仲田弘毅委員
--------	--------	--------

嘉陽宗儀委員	西銘純恵委員	瑞慶覧功委員
--------	--------	--------

嶺井 光委員	儀間光秀委員	金城 勉委員
--------	--------	--------

	比嘉瑞己委員	大城一馬委員
--	--------	--------

--	--	--

--	--	--

--	--	--